

化学物質に関する特殊健康診断の基本的な考え方

1 特殊健康診断の目的

化学物質に関する特殊健康診断の目的は、化学物質による健康障害の予防及び早期発見であり、具体的には、施行通達（※）に記載されている次の①～③とする。

- ①有害物の体内摂取状況を把握すること
- ②体内摂取された有害物に対する早期の生体側の反応の程度を把握すること
- ③有害物による早期の健康障害を把握すること

※平成元年 8 月 22 日付け基発第 462 号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令、有機溶剤中毒予防規則の一部を改正する省令及び鉛中毒予防規則の一部を改正する省令等施行について」

2 一次健康診断と二次健康診断の目的、内容等

化学物質に関する特殊健康診断のうち、特定化学物質に関するものについては、一部の例外を除いて（注）、いわゆる「一次健康診断」と「二次健康診断」の2段階で実施することとなっている。

注：例外は、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム。

昭和46年に旧「特定化学物質障害等予防規則」が制定され、これに基づき、同年「特定化学物質等障害予防健康診断規程」（昭和46年労働省告示第50号）が制定された。この規程の施行通達（※）には、一次健康診断、二次健康診断の目的が次のように書かれている。

※昭和47年1月17日付け基発第17号「特定化学物質等障害予防健康診断規程の施行について」

○第一次健康診断の検診又は検査の内容は、異常の有無を推定し、第二次健康診断の対象者を選定するいわゆるスクリーニングのためのものであり、第二次健康診断は、個々の受診者についてそれぞれがばく露した物質による影響の有無を確定するために必要なものであること。

しかしながら、その後、生物学的モニタリング等による化学物質の体内摂取状況の把握等が可能となったこと等を踏まえると、現在では次によることとする。

（1）一次健康診断

対象者全員に対して実施するもの。ただし、必ずしも全ての項目を全員に対して実施するわけではない。

有害物の体内摂取状況、体内摂取された有害物に対する早期の生体側の反応（健康影響）の程度、有害物による健康障害を把握する。

- ・有害物の体内摂取状況の把握に関しては、業務の経歴の調査、作業条件の簡易な調査、生物学的モニタリングの検査がある。また、過去の健康診断結果の記録の調査も必要である。
- ・早期の生体側の反応（健康影響）の程度の把握に関しては、現在及び既往の（前回の健康診断以降の）自他覚症状の有無に関する検査、生物学的モニタリングの検査がある。また、過去の健康診断結果の記録の調査も必要である。
- ・健康障害の把握に関しては、現在及び既往の（前回の健康診断以降の）自他覚症状の有無に関する検査、物質の有害性に応じたスクリーニング的な検査がある。また、過去の健康診断結果の記録の調査も必要である。

（2）二次健康診断

一次健康診断の結果、医師が必要であると認めた者に対して実施するもの。

健康診断によって把握すべき健康障害（がん等）の有無を確認するための検査を行う。

また、有害物の体内摂取状況をより詳細に把握するため、作業条件について一次健康診断で行った調査よりも詳しい調査を行う。

3 特殊健康診断の項目の基本的な考え方

平成 23 年の「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会中間報告書（案）」を踏まえ、特殊健康診断の項目の考え方について次によることとする。

- 早期の生体側の反応（健康影響）の有無及びその程度、健康障害を把握するためのスクリーニング検査の採用にあたっては、
 - ①医学的に確立した検査法である
 - ②目的とする障害を検出する敏感度（Sensitivity）及び特異度（Specificity）が妥当なレベルにあること
 - ③受診者に大きな負担をかけない
 - ④全国どこでも検査が行える
 - ⑤予想される健康障害予防の成果に比較して、手間や費用が大き過ぎないといった事項を考慮する。

- 有害物の体内摂取状況及び早期の生体側の反応（健康影響）の把握のため、生物学的モニタリングの採用にあたっては、
 - ①作業に起因する生体内への取り込み量に定量的に対応する測定値が得られる
 - ②分析試料の採取、運搬などに特別の問題がない
 - ③健康リスクの有無、又は程度を判断できる基準値がある
 - ④生物学的モニタリングを追加することにより健康障害の予防をより確実に
行える
 - ⑤予想される健康障害予防の成果に比較して、手間や費用が大き過ぎない
といった事項を考慮する。

4 配転後健診の項目の考え方

- 事業者は、がん等の遅発性の健康障害を生じるおそれのある化学物質の製造・取扱い業務に常時従事させたことのある労働者で現在も使用している者に対して、特別の項目についての健康診断（以下「配転後健診」という。）を行わなければならないとしている。

配転後健診については、業務従事者健診に係る健診項目の中から、当該化学物質に係る業務から配転後の労働者には必要性が低い項目（下記①～⑥）を除外したものを項目とする。

- ① 業務の経歴の調査
- ② 作業条件の簡易な調査（一次健診）、作業条件の調査（二次健診）
- ③ 当該物質に関する自他覚症状の既往歴の有無の検査のうち、急性の健康影響に関するもの
- ④ 自他覚症状の有無の検査のうち、急性の健康影響に関するもの
- ⑤ 上記③、④以外の急性の健康影響を調べる検査
- ⑥ 生物学的モニタリング（半減期の短いもの）